

令和2年5月1日

各学区保健環境委員会会長 様

名古屋市環境局長

## 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある方のごみ・資源の出し方等について

日頃は、環境行政に格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、ごみの収集・運搬、処分については、市民生活を支える必要不可欠な社会インフラ事業であり、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」においても、継続が求められる事業に位置付けられているところです。

これらに従事している者の感染症拡大を防止し、業務を停滞させることなく実施していくために、下記のとおり、市ウェブサイト等を通じてごみ・資源の出し方等について市民の方に要請することといたしましたので、ご報告申し上げます。

### 記

#### 1 新型コロナウイルス感染者やその疑いがある方のごみ・資源の出し方

##### (1) 可燃ごみ

収集車のごみを圧縮する際に袋が破裂することがありますので、

- ・マスクやティッシュは、内袋に入れるなど二重にしてください。
- ・中身は詰め込み過ぎないでください。
- ・ごみ袋は空気を抜いてしっかりしばってください。

##### (2) 資源

ご家庭から出される資源【空きびん・空き缶・ペットボトル・プラスチック製容器包装・紙製容器包装・紙パック】については、収集した後、手作業で異物を取り除いています。

作業における感染拡大を防止するために、自宅療養されている感染者やその疑いがある方がこれらの資源を出す場合は、ウイルスが付着した可能性がある日から1週間程度保管のうえ排出してください。

※プラスチック等の表面についての新型コロナウイルスは、3日程度で感染する力がなくなるとされていますが、念のため1週間程度保管し排出するものとします。

#### 2 ごみ処理施設への直接持ち込み（自己搬入）

新型コロナウイルス感染症に係る愛知県の緊急事態宣言以降、ごみ処理施設への自己搬入件数が急増しており、ごみの受付・確認をしている環境事業所やごみ処理施設内が大変混雑しております。特に大型連休中は大変な混雑が予想されます。

ごみ処理施設への自己搬入は、緊急性の高い場合を除き、お控えください。

(担当) 環境局事業部作業課長

作田 宏幸 (972-2393)